二百七十九　（二―メチル―一Ｈ―インドール―三―イル）（ナフタレン―一―イル）メタノンのインドール環の一位に次の表の第一欄に掲げるいずれかの置換基が結合し、かつ、ナフタレン環の四位に水素又は同表の第二欄に掲げるいずれかの置換基が結合している物であって当該インドール環の一位及び当該ナフタレン環の四位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く。 イ　覚醒剤取締法に規定する覚醒剤 ロ・ハ　（略） （表略） 二百八十　二―アミノ―一―フェニル―プロパン―一―オン（以下この号及び第二条第五号において「基本骨格」という。）の二位にアミノ基以外の置換基が結合していないか又は当該アミノ基の代わりに次の表の第一欄に掲げるいずれかの置換基が一つ結合し、かつ、三位に水素以外が結合していないか又は同表の第二欄に掲げるいずれかの置換基が一つ結合し、かつ、ベンゼン環の二位から六位までに水素以外が結合していないか又は当該ベンゼン環の二位、三位若しくは四位に同表の第三欄に掲げるいずれかの置換基が一つ結合している物であって基本骨格の二位、三位及び当該ベンゼン環にさらに置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く（第二条第五号において「カチノン系化合物群」という。）。 イ　覚醒剤取締法に規定する覚醒剤 ロ　麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬及び向精神薬 （表略） 二百八十一　（略）	二百七十九　（二―メチル―一Ｈ―インドール―三―イル）（ナフタレン―一―イル）メタノンのインドール環の一位に次の表の第一欄に掲げるいずれかの置換基が結合し、かつ、ナフタレン環の四位に水素又は同表の第二欄に掲げるいずれかの置換基が結合している物であって当該インドール環の一位及び当該ナフタレン環の四位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く。 イ　覚せい剤取締法に規定する覚せい剤 ロ・ハ　（略） （表略） 二百八十　二―アミノ―一―フェニル―プロパン―一―オン（以下この号及び第二条第五号において「基本骨格」という。）の二位にアミノ基以外の置換基が結合していないか又は当該アミノ基の代わりに次の表の第一欄に掲げるいずれかの置換基が一つ結合し、かつ、三位に水素以外が結合していないか又は同表の第二欄に掲げるいずれかの置換基が一つ結合し、かつ、ベンゼン環の二位から六位までに水素以外が結合していないか又は当該ベンゼン環の二位、三位若しくは四位に同表の第三欄に掲げるいずれかの置換基が一つ結合している物であって基本骨格の二位、三位及び当該ベンゼン環にさらに置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く（第二条第五号において「カチノン系化合物群」という。）。 イ　覚せい剤取締法に規定する覚せい剤 ロ　麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬及び向精神薬 （表略） 二百八十一　（略）

（高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人の業務運営、財務及び会計並びに人事に関する省令の一部改正）

第八条　高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成二十二年厚生労働省令第三十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前	
（他の省令の準用） **第十八条**　次の省令の規定については、国立高度専門医療研究センターを国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～四　（略） 五　覚醒剤取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十号）第二十三条並びに第二十六条第一項第十七号及び第十八号 七～十三　（略） ２　前項の規定により次の表の上欄に掲げる省令の規定を準用する場合においては、これらの規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。	（他の省令の準用） **第十八条**　次の省令の規定については、国立高度専門医療研究センターを国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～四　（略） 五　覚せい剤取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十号）第十四条並びに第十七条第一項第十六号及び第十七号 七～十三　（略） ２　前項の規定により次の表の上欄に掲げる省令の規定を準用する場合においては、これらの規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。	
覚醒剤取締法施行規則第二十三条第二項	主務大臣	当該覚醒剤施用機関を開設する国立高度専門医療研究センター
（略）	（略）	（略）
覚せい剤取締法施行規則第十四条第二項	主務大臣	当該覚せい剤施用機関を開設する国立高度専門医療研究センター
（略）	（略）	（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）第四条（覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第九条第一項第二号の改正規定を除く。）の規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。